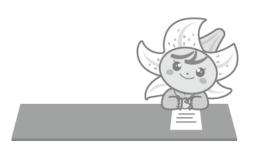
公民館情報

公民館 前期講座について

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、各公民館における前期講座の開催を中止します。

後期講座につきましては、今後の状 況により決定することになります。

皆さまのご理解を賜りますようお願 いいたします。



【問】北浦公民館 ☎ 0291-35-3777

「常陸国風土記」遺称地巡り旅1

たまのしなず 玉清井

所在地: 行方市井上(諸説有)

風土記一言メモ(1)

「常陸国風土記」は、近明天皇の和同6 (713) 年に風土記選進の韶が出されたことによって 編さんされました。常陸・出雲・播磨・豊後・ 配前の五か国の風土記が現存しています。



「常陸国風土記」に書かれた「行方郡」は、現在の行方市とほぼ重なり合う地域です。その中の行方郡(一)には行方の地名の起こりが記されていますが、それと同時にさまざまな遺称地の逸話も語られています。

たまりよが、できたけるのすめらなこと 玉清井は、で後武天皇が天下を視察された時の逸話です。天皇は、 わざわざこの花のように美しい槻野の清泉まで足を運び、清らかな水で手と持っていた玉を井戸で清めました。その井戸は今も行方の里に 残っていて、「芸書の井」とよばれているというお話です。

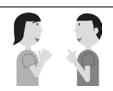
常陸国風土記には、この他にも、常陸の謂れとなった新治の井戸や信太部の碓井のように、井戸や泉に関する記事が多く、古代において美しい水がいかに貴重であったかが伺えます。

- ※遺称地とは、遺構・遺跡があったと古くから伝承のある地のことで、諸説あります。
- ※表記および記述等は、講談社学術文庫の常陸国風土記全訳注・玉造町史・郷 土史家羽生 均氏「「常陸国風土記菅政友による写本を読む」等によります。

【問】生涯学習課文化・社会教育グループ ☎ 0291-35-2111

はい、こちら行方市消費生活センター!

5月は消費者月間です!!



消費者基本法が昭和 43 年 5 月に施行され、その施行 20 周年を機に、昭和 63 年から毎年 5 月が「消費者月間」とされています。消費者・事業者・行政が一体となって、消費者問題に関する啓発・教育等の各種事業を集中的に行っています。

令和2年度の消費者月間の統一テーマは「豊かな未来へ ~ 『もったいない』から始めよう!~」です。 2019年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第19号)」が施行され、国民各層がそれぞれの立場において主体的に取り組み、国民運動として食品ロスの削減を推進していくことが求められています。食品ロスの削減には、一人一人の消費者が「もったいない」という考え方の下で、必要な量だけ購入して食べきるという実践が大切です。

食品ロスの問題を手始めとして、自らの日々の消費が現在および将来の社会や環境等とつながっていることをより多くの消費者が意識し、持続可能な社会づくりに積極的に参画いただくことが期待されます。

また、行方市消費生活センターでは消費者トラブルのご相談を受け、情報の収集・提供を行っています。 最近では「身に覚えのない請求のハガキ(または封書)が届いた」といった架空請求の相談や「お試しか と思い、注文したところ定期コースになっていた」といったさまざまなご相談が多く寄せられております。 少しでもおかしいと感じた場合は、行方市消費生活センターにご相談ください。

- まずはお電話を! -

【問い合わせ】行方市消費生活センター ☎0291-34-6446